



( 有 添 付 物 )  
国海査第93号の2  
平成26年6月17日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



SOLAS 条約附属書第三章及び国際救命設備コード改正に伴う  
現存船の救命艇のつり索の離脱装置の検査について (通知)

今般、別添のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。



現存する救命艇の離脱装置の交換承認書  
STATEMENT OF ACCEPTANCE OF THE INSTALLATION OF REPLACEMENT RELEASE  
AND RETRIEVAL SYSTEM TO AN EXISTING LIFEBOAT

改正された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約第 I 章第 5 規則の規定に従い、日本国政府の権限の下に、発給する。

Issued in accordance with the provisions of regulation I/5 of the International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), 1974, as amended, under the authority of Japan

船名

Name of ship:

船籍港

Port of registry:

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number:

救命艇の詳細

Lifeboat details:

交換する離脱装置の詳細

Replacement release and retrieval system details:

救命艇の区分 Lifeboat identity	救命艇製造番号 Lifeboat serial Number	離脱装置製造番号(fwd) Release and retrieval system serial number (fwd)	離脱装置製造番号(aft) Release and retrieval system serial number (aft)
No.1 (Stbd)			
No.2 (Port)			

上記の離脱装置は、日本国政府の監督の下、.....付けの.....の証明書及び.....付け.....の図面に文書化されたとおり取付け及び試験が行われた。

The above release and retrieval system has been installed and tested under the supervision of the Government of Japan, as documented in certificate ..... dated ..... and drawing(s) no(s) ..... dated .....

本書は、以下のとおり確認した。

This statement is to confirm that:

- .1 離脱装置の交換は、LSA コード第IV章 4.4.7.6 の関連要件に適合している。
- .1 The replacement release and retrieval system meets the relevant requirements of the LSA Code, chapter IV, section 4.4.7.6.
- .2 上記船舶の離脱装置の交換は、救命設備の試験に関する勧告 (決議 MSC.81(70)) Part 2, Section 5.3.1 の規定に基づく試験により、SOLAS 条約第III章第 4 規則の要件に適合していると認められた。[5.3.4 で要求される試験は、本交換手順では実施不可能なため適用しない。] \*
- .2 The replacement release and retrieval system construction and the equipment of the above-mentioned ship was found to comply with the provisions of SOLAS regulation III/4 when tested in accordance with the Revised recommendation on testing of life-saving appliances (resolution MSC.81(70)), part 2, section 5.3.1. [The test required by paragraph 5.3.4 is waived as impracticable for this replacement procedure.]\*
- .3 関係する安全証書の有効性は、離脱装置の交換による影響を受けない。
- .3 The validity of the relevant Safety Certificate is not affected by the installation of the replacement release and retrieval system.
- .4 離脱装置の交換後の安全レベルは、少なくとも元の製造者の装置と同等以上である。
- .4 The installation of the replacement release and retrieval system offers a level of safety which is at least as effective as the original manufacturer's equipment.

\*必要な場合は挿入する。

\*Insert as appropriate.



c) 効力試験

設置確認後、以下の試験により効力を確認する。

- 救命艇の定員及びぎ装品を満載した状態の救命艇の全質量の 1.1 倍の負荷による作動試験（方法については、船舶検査の方法 B 編 2.7.1-6(2)参照）
- 離脱装置の救命艇の固定部分に変更された場合には、それぞれの離脱装置について、救命艇の定員及びぎ装品を満載した状態の救命艇の全質量と同等の負荷による荷重試験（決議 MSC.81(70)第 2 部 5.3.4 参照）
- 救助艇と兼用する救命艇又は総トン数 2 万トン以上の貨物船に搭載する救命艇については、船舶が 5 ノットで前進中、ぎ装品及び定員(旅客船に搭載するもの)にあつては 1 人当り 75kg、旅客船以外に搭載するものにあつては 1 人当り 82.5kg) 又はこれに相当する質量を積載した救命艇を降下させ、着水させ、かつ、離脱させる試験（方法については、船舶検査の方法 B 編第 1 章 1.19.16-1 参照）

② 適合性評価を受けている装置 (改造を必要とするもの)

a) 検査の準備

- 各離脱装置製造者が作成する改造要領書を参考として、改造内容及び改造に必要な交換部品の詳細について船舶所有者又は施工事業者等との確認を行う。
- 改造工事を行う離脱装置製造者等の詳細

b) 改造確認

- 外観検査により改造要領書に従い適切に改造が行われていることを確認する。
- 船舶検査の方法附属書 F22.(IMO MSC.1/Circ.1206)に従い点検されていることを確認する。(整備技術者作成の声明書による。)

③ 適合性評価を受けている装置 (改造が不要なもの)

a) 適合性確認

- 外観検査により、離脱装置の状態を確認する。
- 船舶検査の方法附属書 F22.(IMO MSC.1/Circ.1206)に従い点検されていることを確認する。(整備技術者作成の声明書による。)

5. 交換承認書の交付

4. ①に基づき、改正後の基準に適合している離脱装置との交換が適切に行われたことを確認した場合にあつては、当該定期的検査終了日と同日付の雑証明として、別紙. 2「現存する救命艇の離脱装置の交換承認書」を交付する。

6. 添付資料

別紙. 1 : 救命艇のつり索の離脱装置適合性評価済物件一覧表

別紙. 2 : 現存する救命艇の離脱装置の交換承認書



( 有 添 付 物 )  
国 海 査 第 9 3 号  
平 成 2 6 年 6 月 1 7 日

各 地 方 運 輸 局 海 上 安 全 環 境 部 長  
北 陸 信 越 運 輸 局 海 事 部 長  
神 戸 運 輸 監 理 部 海 上 安 全 環 境 部 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長

殿

海事局 検査測度課長

SOLAS 条約附属書第Ⅲ章及び国際救命設備コード改正に伴う  
現存船の救命艇のつり索の離脱装置の検査について (通知)

船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成24年6月29日付け国土交通省令第65号)により国内規則への取り入れが行われた標記について、平成25年1月1日から施行され、施行日前に建造され又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)に現に備え付けられている救命艇(同日において現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)のつり索の離脱装置(以下「現存船の離脱装置」という。)について、平成26年7月1日以降の最初の定期検査又は中間検査時までに改正後の基準に適合することが求められている。

また、現存船の離脱装置については、平成23年10月21日付け国海査第307号「SOLAS条約附属書第Ⅲ章及び国際救命設備コード改正に伴う現存船の救命艇のつり索の離脱装置の評価について」(以下「適合性確認通達」という。)に基づき適合性評価を受けているものについては、引き続き備え付けることが認められている。

今般、現存船の離脱装置についての適合品との交換、適合させるための改造及び適合性の確認に係る検査ガイドライン(MSC.1/Circ.1392)を取り入れた検査要領を別添のとおり定めたので、業務上遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、貴局管内各運輸支局長、各海事事務所長及び各運輸事務所長あてにこの旨周知されたい。

